

事務連絡
令和3年6月9日

別記 御中

厚生労働省
医政局看護課
職業安定局需給調整事業課
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

社会福祉施設等が日雇派遣看護師を受け入れる際の留意点について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発0302第14号・職発0302第5号・子発0302第1号・老発0302第6号・障発0302第1号。以下「通知」という。）第2の4により、社会福祉施設等が派遣労働者を受け入れる際の留意点を通知したところですが、通知中第2の4（ロ）日雇派遣看護師が従事する業務の内容について、下記のとおり取扱いの詳細についてお示ししますので、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

日雇派遣看護師が従事する業務の内容は、通知第2の4（1）（ロ）において、「派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約において、日雇派遣看護師の業務を、利用者の日常的な健康管理の範囲内とすること。」とされているところ。

また、同第2の4（1）（ホ）において、派遣先における緊急時に備えた対応について留意点をお示ししているところであるが、この緊急時の対応についても、日雇派遣看護師は、利用者の日常的な健康管理の範囲内で対応する必要があることに留意すること。

具体的には、派遣先において定める緊急時の対応マニュアルに基づき、施設管理者への連絡を行うこと等の対応が想定されるものであること。